

○内閣府令第 号
農林水産省

農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第十条第七項第四号、水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第十条第七項第四号（同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。）及び農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第七条第七項第四号の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

農林水産大臣 小泉進次郎

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令の一部を改正する命令

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（平成二十六年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。
農林水産省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を削る。

改正後	附 則 この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。
改正前	附 則 （施行期日） 第一条 この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。 （農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正に伴う経過措置） 第二条 第一条の規定による改正後の農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十六条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）については、当分の間、適用しない。 （漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正に伴う経過措置） 第三条 第二条の規定による改正後の漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十四条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）については、当分の間、適用しない。

備考 表中の「」の記載は注記である。	「条を削る。」
	(農林中央金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置) <u>第四条</u> 第三条の規定による改正後の農林中央金庫法施行規則第七十二条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法第三十三条の規定による商工債(同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。)については、当分の間、適用しない。

附 則

（施行期日）

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この命令の施行の日（以下「施行日」という。）において農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又はこれらの子会社等（同法第十一条の八第二項前段に規定する子会社等をいう。）が現に保有する商工債（株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条の規定による商工債をいう。以下同じ。）については、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省令第一号）農林水産省令第一号）
第十六条第四項の規定は、適用しない。

2 施行日の翌日以後に発行される商工債については、同日から起算して二年を経過する日までの間は、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十六条第四項の規定は、適用しない。

第三条 施行日において水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事

業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合若しくは同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会又はこれらの子会社等（同法第十一条の十四第二項前段（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社等をいう。）が現に保有する商工債については、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年^{大蔵省}農林水産省^{令第二号}）第十四条第四項の規定は、適用しない。

2 施行日の翌日以後に発行される商工債については、同日から起算して二年を経過する日までの間は、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十四条第四項の規定は、適用しない。

第四条 施行日において農林中央金庫又はその子会社等（農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十八条第二項前段に規定する子会社等をいう。）が現に保有する商工債については、農林中央金庫法施行規則（平成十三年^{内閣府}農林水産省^{令第十六号}）第七十二条第四項の規定は、適用しない。

2 施行日の翌日以後に発行される商工債については、同日から起算して二年を経過する日までの間は、農林中央金庫法施行規則第七十二条第四項の規定は、適用しない。